



消費税が変わります

平成16年4月1日から適用

消費税法の一部が改正され、平成16年4月1日から適用されることとなっています。

今回の改正では、事業者免税点制度の適用上限の引き下げ、簡易課税制度の適用上限の引き下げ、総額表示の義務付けなど多くの事業者に係る改正が行われています。そこで、今回の税制改正における改正消費税法の概要を説明します。

事業者免税点の引き下げ

納税義務が免除される基準期間における課税売上高の上限が1,000万円(現行3,000万円)に引き下げられます。

適用関係 この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用されます。したがって、個人事業者は平成17年分から、事業年度が1年である法人については平成17年3月末決算分から適用されます。

簡易課税制度の適用上限の引き下げ

簡易課税制度を適用することができる基準期間における課税売上高の上限が5,000万円(現行2億円)に引き下げられます。適用関係 この改正は、平成16年4月1日以後開始する課税期間か

ら適用されます。したがって、個人事業者は平成17年分から、事業年度が1年である法人については、平成17年3月末決算分から適用されます。

総額表示の義務付け

課税事業者が取引の相手方である消費者に対して賞品等の販売、役務の提供等の取引を行うに際し、あらかじめその取引価格を表示する場合には、消費税額(含む地方消費税額)を含めた価格を表示することが義務付けられます。適用関係 この改正は、平成16年4月1日から適用されます。ポイント 総額表示とは、例えば、左に掲げるような表示を言い、消

表示例

- 10,290円
- 10,290円(税込)
- 10,290円(本体価格9,800円)
- 10,290円(うち消費税等490円)
- 10,290円(本体価格9,800円、消費税等490円)

(注) 価格の表示が消費税等を含めた総額であれば、「総額である」旨の表示は必要ありません。

費税額を含む支払総額が表示されていれば、併せて「消費税額」や「税抜価格」を表示しても差し支えありません。

中間申告の申告・納付回数の改正

直前の課税期間の確定消費税額(年税額)が4,800万円を超える場合には、年11回(1月ごと)

11月は国民年金制度推進月間です

3つの年金で皆さんの生活を支えます

11月は、皆さんに国民年金のことを正しく知っていただくための『国民年金制度推進月間』です。

「老後の心配なんてまだ先のこと、それまでは関係ない」と若い人は思いかもしれませんが、国民年金には老後のための老齢基礎年金だけでなく万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金があり、若い人にも決して無縁ではありません。

- **老齢基礎年金** 原則として、加入期間が25年以上ある人が、65歳から受けられます。
- **障害基礎年金** 病気やケガで障害が残ったときに受けられます。
- **遺族基礎年金** 一家の働き手が亡くなったとき、子のある妻、または子が受けられます。

国民年金は老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金という3つの年金で皆さんの生活を支えます。

の中間申告・納付を行うこととなります。問い合わせ
館林税務署 個人課税第1部門
☎(72)9507 法人課税第1部門
☎(72)9524

館林税務署 ☎(72)4373

扶養親族等申告書を提出しないう
老齢年金は所得税法により「雑所得」として課税の対象となります。毎年11月中旬に社会保険業務センターから送られる「扶養親族等申告書」に、必要事項を記入して期限までに提出してください。

- 65歳以上で178万円以上の年金を受けているかた
- 65歳未満で108万円以上の年金を受けているかた

提出しないと、控除が受けられず、公的年金控除の額も定率(年金の支給額の25%)となり、税金を多く徴収されてしまうことがありますので、忘れずに提出しましょう。



国民年金マスコット “舞ちゃん”

住民課 内線337